

<指定研修機関における協力施設の公表>

Q 令和6年4月5日付け医政発 0405 第 12 号厚生労働省医政局長通知において、「特定行為研修の円滑な受講のために、指定研修機関は、受講希望者の指定研修機関の選定に資するよう、実習施設となる協力施設名を公表すること。」とされているが、受講生の所属施設で実習することを前提としている場合は、どのように公表したらよいか。

A 指定研修機関における協力施設については、受講生の円滑な特定行為研修受講のため、原則として協力施設名を公表することとしています。受講生の所属施設で実習することを前提としている場合は、その旨を明記することが考えられます。

なお、協力施設名の公表にあたっては、公表前に協力施設の了解を得るようご配慮ください。